

職員の勤務労働条件について（小委員会交渉）

令和7年9月19日（金）

局側：環境局総務部職員課長他

組合側：大阪市従業員労働組合環境事業支部 副支部長他

（局側）

ただいまから、大阪市従業員労働組合環境事業支部から自治労現業統一闘争に関する要求について、申し入れをお受けする。

（組合側）

さる2025年5月29日に「自治労現業統一闘争に関する要求」の申し入れを行い、7月22日に申し入れに対する当局の考え方が示されたところであるが、改めて、要求を行う。

《組合側から局側へ 申し入れ文書を読み上げ、手交》

自治労は、2025現業・公企統一闘争の基本的な目標を「自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」として、必要な人員確保と賃金・労働条件の改善をめざし、第1次闘争では、災害対応を含めた必要人員と予算の確保について要求を行ってきた。

第2次闘争においては、第1次闘争の中間総括を行い、個別の具体取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしている。そのような中、市従本部は、組合員の生活と権利を守り、市民が安心して暮らせるまちづくりに向け、市民・利用者の視点にたった「質の高い公共サービス」の提供と「職の確立」を図るための業務執行体制の構築など、個別具体の要求項目を取りまとめ第1次闘争から年間を通した闘いを展開し、第2次闘争に向け取り組み強化を図っている。

我々は、自治労、市従本部に結集する中で、第1次闘争の取り組みとして2025年5月29日に当局に申し入れを行い、7月22日の小委員会交渉において、当局から協議事項に係る考え方が示された。私たちはこれまでも、環境局における事業改革や円滑な事業運営に最大限協力しながら、市民の安心・安全を守り、市民サービスの向上と生活環境を守ることを第1に日夜業務を遂行している。

以上のことから、環境局において、組合員が安心して働くことのできる勤務労働条件および業務執行体制の確立に向け、第2次闘争に取り組むにあたり、次の内容について要求する。

1. 環境保全・資源循環型廃棄物行政の構築に向けては、行財政の「効率化」「コスト論」のみを優先した変更ではなく、災害等から市民を守ることを最優先に環境局として公共関与が必要な事業においては直営を基本とすること。また、廃棄物処理処分事業について、大阪広域環境施設組合に対し、環境局として責任を持って対応を図ること。

2. 「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン3.0」の達成に向けた取り組み内容についての検証

と引き続き効率化に向けた課題等、引き続き情報提供を行うこと。また、より一層の廃棄物行政の構築に向け、市民の安心安全と質の高い公共サービスを提供するため、現業管理体制の充実・強化を図ること。さらに、組合員の勤務労働条件の改善については、労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。

3. 定年の引き上げに伴い、高齢層職員の雇用制度について、公共サービスに従事する組合員の業務実態を踏まえ、労使で十分な交渉・協議のもと65歳まで安心して働き続けられる職場環境の整備を図ること。

4. 組合員が「働きがい・やりがい」を持てるよう技能労務職給料表1級から2級への昇格条件の改善及び、転任制度の昇格・昇任の課題改善について関係先に働きかけること。また、一層の市民サービスの拡充に向けた主任の配置を行い、業務内容の変化に伴う仕事の質の多様化に対応できる業務執行体制の確立を図るとともに、2級班員についても適正な配置を行うこと。

5. 近年多発する自然災害に対応した実効ある災害行動計画を策定するとともに、環境事業センターにおいて、災害対策に向けた地域拠点としての即応力や柔軟な体制の確立とともに機能・権限の拡充を図ること。具体には、災害時における要員確保や機材の整備、搬入場所の確保などについて、局の考え方を示すこと。

6. 新たな事業や業務内容が大きく変遷していることから、職場実態を踏まえ、特殊勤務手当の支給規則の改正を図ること。

7. すべての公務災害を一掃するため、労働安全衛生管理体制の充実・強化を図るとともに、近年の温暖化に伴う熱中症対策をはじめ現場実態に応じた労働災害防止対策を講じること。また、組合員が柔軟でかつ充実した労働環境となるよう、働き方改革の推進を図ること。

8. 新型コロナウイルス感染症対策で培った経験を踏まえ、すべての感染症から、市民および組合員の安全を確保するための業務執行体制を構築し、組合員が安心して業務に従事できるよう職場環境の改善整備を図るなど、最大限の対策を講じること。

9. 労働安全衛生面に十分配慮し、作業実態に合った作業被服等の貸与を推進する中で、効果についての十分な検証とさらなる改善等に向け、引き続き協議を行うこと。また、局として災害発災時や感染症防止に対応し得る被服及び安全保護具等の備蓄を行うこと。

10. 労使関係については法令を遵守し、「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等に基づくこと。

(局側)

本年3月に策定した「新しい環境事業センターについて」に基づき、取り組みを進めているところであるが、その後の環境事業センターとの意見交換の内容等を踏まえ、課題解決に向けて検討を進めてまいりたいと考えているので、引き続き協力をよろしく願います。

本日の申し入れについては、ただいま、副支部長から受けたところであり、要求項目を精査のうえ、後日、回答させていただくのでご理解をお願いします。

以上で、自治労現業統一闘争の申し入れにかかる交渉を終了する。